

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年十一月金融庁告示第二百三十一号）

改正案	現行
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 連結自己資本規制比率告示第二百一十七条第四項第三号から第六号まで（連結自己資本規制比率告示第二百三十二条第一項及び第二百八十八条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>二 証券化エクスポート・ジャーマーの信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 証券化エクスポート・ジャーマーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ヘ 会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポート</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>ロ 証券化エクスポート・ジャーマーについて、信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>二 証券化エクスポート・ジャーマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関の名称（使用する格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

一 ジャーを保有しているかどうかの別

ト 会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該会社グループが行った証券化取引（会社グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化クスボージャーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ－二（略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ト（略）

九－十一（略）

3

定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一－六（略）

七 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである場合における信用リス

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ－二（略）
(新設)

ホ（略）

九－十一（略）

（新設）

ト（略）

九－十一（略）

3
定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一－六（略）

七 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである証券化エクスボージャ

ク・アセットの算出対象となる証券化工クスポート・ジャーリーに関する

る次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) (1)・(2) (略)
証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4) (3) (1)・(2) (略)
当期に証券化取引を行ったエクスポート・ジャーリーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポート・ジャーリーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) (3) (1)・(2) (略)
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) (3) (1)・(2) (略)
保有する証券化工クスポート・ジャーリーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化工クスポート・ジャーリーについて区別して記載することを要する。)

(7) (3) (1)・(2) (略)
保有する証券化工クスポート・ジャーリーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化工クスポート・ジャーリーについて区別して記載することを要する。)

(8) (3) (1)・(2) (略)
(削る) (略)

(9) (3) (1)・(2) (略)
保有する証券化工クスポート・ジャーリーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(10) (3) (1)・(2) (略)
クスポート・ジャーリーについて区別して記載することを要する。

(11) (3) (1)・(2) (略)
保有する再証券化工クスポート・ジャーリーに対する信用リスク削除

ーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) (1)・(2) (略)
(新設)

(4) (1)・(2) (略)
(新設)

(5) (1)・(2) (略)
(新設)

(6) (1)・(2) (略)
保有する証券化工クスポート・ジャーリーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(7) (1)・(2) (略)
保有する証券化工クスポート・ジャーリーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(8) (1)・(2) (略)
当期に証券化を行ったエクスポート・ジャーリーの概略(当期に証券化を行ったエクスポート・ジャーリーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9) (1)・(2) (略)
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (1)・(2) (略)
(新設)

減手法の適用の有無及び保証人」と又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分」との内訳

口 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(略)

(4) 保有する再証券化工クスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ハ 会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、会社グループが証券化工クスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

口 会社グループが投資家である証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(新設)

(新設)

(2)	証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら の主な資産の種類別の内訳
(3)	当期に証券化取引を行ったエクスポート・ジャーマーの概略（当期 に証券化取引を行ったエクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産 の種類別の内訳を含む。）
(4)	証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な 原資産の種類別の内訳
(5)	保有する証券化工クスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種 類別の内訳（再証券化工クスポート・ジャーマーについて区別して記 載することを要する。）
(6)	保有する証券化工クスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウ エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工 クスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。）
(7)	包括的リスクの計測対象としている証券化工クスポート・ジャ ーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別 の所要自己資本の額の内訳
(8)	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な 原資産の種類別の内訳
(9)	連結自己資本規制比率告示第一百八十二条の五第一項の規定 により自己資本から控除した証券化工クスポート・ジャーマーの額及 び主な原資産の種類別の内訳
(10)	早期償還条項付の証券化工クスポート・ジャーマーについて、次に 掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

() 早期償還条項付の証券化工クススポーツ・ジャーベを対象とする

実行済みの信用供与の額

() 会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還
条項付の証券化工クススポーツ・ジャーベを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

() 会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還
条項付の証券化工クススポーツ・ジャーベを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リス
ク相当額の算出対象となる証券化工クススポーツ・ジャーベに関する次
に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クススポーツ・ジャーベの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化工クススポーツ・ジャーベについて区別して記
載することを要する。）

(2) 保有する証券化工クススポーツ・ジャーベの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工
クススポーツ・ジャーベについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化工クススポ
ジヤーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種
類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 連結自己資本規制比率告示第一一百八十三条の五第一項の規定

（新設）

により自己資本から控除した証券化エクスポート・ジャーニーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する最終指定親会社に限る。）

イ （略）

ロ 期末のストレース・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示

期間におけるストレース・バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 （略）

九十九 （略）

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する最終指定親会社に限る。）

イ （略）

（新設）

（新設）

九十九 （略）

九十九 （略）